

議案第102号

小松島市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する
条例について

小松島市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年小松島市
条例第8号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月2日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「，自転車通行帯」を加え，同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第6項中「さく」を「柵」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には，車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては，停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には，安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては，車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は，1.5メートル以上とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は，当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」

に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第20条第2項及び第28条第2項中「見とおし」を「見通し」に改める。

第30条第3号中「見とおし」を「見通し」に、「見とおす」を「見通す」に改める。

第31条第2号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第32条及び第36条中「さく」を「柵」に改める。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。